

双葉警察署浪江分庁舎整備基本計画

令和 7 年 9 月

福島県警察本部

目 次

1. 策定の目的	1
2. 新庁舎整備の基本的な考え方	2
2.1 新庁舎整備の基本方針	2
2.1.1 県民の利便性に配慮し、必要なセキュリティが確保された庁舎	2
2.1.2 県民の安全・安心の拠点となる庁舎	2
2.1.3 人にやさしく、環境に配慮した庁舎	2
2.1.4 社会環境の変化に柔軟に対応できる庁舎	2
2.2 建設地の位置	3
3. 浪江分庁舎に求められる機能	4
3.1 既存施設の課題整理	4
3.2 新庁舎に求められる機能	5
3.2.1 県民利便性	5
3.2.2 治安拠点機能	6
3.2.3 防災拠点施設	7
3.2.4 ユニバーサルデザイン	8
3.2.5 環境負荷低減	8
3.2.6 変化への対応	8
4. 諸条件の整理	9
4.1 各種関係法令上の制約条件	9
4.2 施工条件の整理	9
4.3 自然環境条件の整理	10

5. 庁舎規模	12
5.1 庁舎規模の検討	12
6. 建築計画	13
6.1 配置計画の基本的な考え方	13
6.2 駐車場計画の方針	14
6.2.1 駐車場計画の基本的な考え方	14
6.2.2 必要な駐車台数の検討	14
6.3 執務空間及びフロア構成の考え方	14
6.3.1 利便性を考慮した執務空間の在り方	15
6.3.2 フロア構成の考え方	15
6.4 構造計画及び設備計画に関する考え方	15
6.4.1 構造計画	15
6.4.2 設備計画の考え方	16
6.5 環境配慮計画に関する考え方	18
6.6 景観計画に関する考え方	19
7. 事業計画	20
7.1 全体事業費	20
7.2 事業スケジュール	20
7.3 ライフサイクルコストの縮減	20

1. 策定の目的

双葉警察署浪江分庁舎（以下「浪江分庁舎」という。）は、昭和41年3月に建築され築59年が経過する、県内の警察署及び分庁舎の中では最も古い庁舎であり、老朽化が進行しております。

県有建築物については、平成19年に策定された「福島県耐震改修促進計画」及び「福島県県有建築物の耐震改修計画」により耐震化を推進してきました。浪江分庁舎においては耐震ランクB判定の耐震改修を要しない施設でしたが、東日本大震災で震度6強の強い揺れに見舞われ、内・外壁のクラックや建具が破損する等の被害が生じました。

また、「福島県県有建物長寿命化指針」では、鉄筋コンクリート造の目標使用年数は70年とされ、警察施設もその中間時期（おおむね築35年を目途）に大規模改修を実施する計画としておりますが、浪江分庁舎は中間時期を大きく経過していたため、大規模改修による庁舎の長寿命化を実施することなく今に至っております。

現在、浪江町においては、JR浪江駅前の中心市街地の再開発を進めるとともに、同駅の西側に整備される福島国際研究教育機構（F－R E I）と一体となったまちづくりを進めることで、地域復興の加速化が図られていますが、浪江町に居住、勤務あるいは浪江町を訪問する人々にとって安心安全の拠点となるべき浪江分庁舎が現状のままでは、浪江地区の復旧・復興の流れに水を差すばかりか、整備される周辺施設との調和も図れなくなることから、この度、建替による施設整備を行う方針といたしました。

今回策定する「双葉警察署浪江分庁舎整備基本計画」は、浪江分庁舎に求められる機能を整理するとともに、庁舎規模や建築計画、今後の基本設計に反映すべき諸条件等の整理・検討を行うものであります。

2. 新庁舎整備の基本的な考え方

現在、浪江分庁舎が抱える諸課題を解決するとともに、これからの庁舎整備に求められる要件を充足させることを目指し、浪江分庁舎整備の基本的な考え方を以下のとおりとします。

2.1 新庁舎整備の基本方針

浪江分庁舎は、県民の安全・安心を確保するための治安拠点として警察機能を最大限発揮できる庁舎を整備します。

さらに、大災害時の迅速な対策活動が可能となるよう高い防災機能を有した庁舎整備を行います。

2.1.1 県民の利便性に配慮し、必要なセキュリティが確保された庁舎

来庁者にとってわかりやすく、利用しやすい庁舎とするため、各窓口や駐車場の適切な配置計画を行います。

一方、警察庁舎は24時間365日活動する上、秘匿性や個人のプライバシーに関する極めて重要な情報を取り扱うことから、必要なセキュリティの確保が求められます。

これら来訪者の利便性とセキュリティが調和し、誰もが利用しやすく、働きやすい庁舎とします。

2.1.2 県民の安全・安心の拠点となる庁舎

浪江分庁舎は災害対策の拠点となる機能を有しており、大災害時においても来庁者や職員の安全性を確保するとともに、庁舎としての機能を継続的に維持し、災害対応等の業務を速やかに行える必要があります。

そのため、建物の耐震性能や設備のバックアップ機能を確保するなど、防災拠点として相応しい庁舎とします。

2.1.3 人にやさしく、環境に配慮した庁舎

(1) ユニバーサルデザイン化された庁舎

障がい者や高齢者、子ども連れや外国人等全ての人に配慮したユニバーサルデザインの考え方を導入し、安全でわかりやすく利用しやすい庁舎とします。

(2) 人・環境に配慮した庁舎

庁舎整備に当たっては、県産材を活用するなど、自然にある素材や人に優しい素材を積極的に使用し、快適な空間を整備します。また、自然エネルギーを有効に活用し、省エネルギー・省資源等の積極的な推進を図ります。

2.1.4 社会環境の変化に柔軟に対応できる庁舎

情勢の変化や多様なニーズに的確に対応するため、柔軟性に富んだ庁舎を整備

します。

2.2 建設地の位置

建設地のある双葉郡浪江町は、福島第一原子力発電所事故による避難区域が継続している地域を有していますが、地域復興の加速化を図るため、浪江駅前の中心市街地の再開発や、福島国際研究教育機構と一体となったまちづくりを推進しています。

建設地は浪江駅と浪江町役場の中間地点に所在する現庁舎の敷地としています。同所はまちづくりが進むに当たり各種往来がより頻繁になることが想定されます。

3. 浪江分庁舎に求められる機能

現在の浪江分庁舎は、築59年が経過しており、老朽化や狭隘化により以下のとおり執務空間として多くの課題を抱えています

新庁舎整備にあたっては、これら課題の解決を行うとともに、「2. 新庁舎整備の基本的な考え方」に基づき、庁舎に求められる要素と機能を整理し、それらを踏まえた庁舎整備を行います。

3.1 既存施設の課題整理

新しい浪江分庁舎に求められる機能を検討するに当たり、現在の浪江分庁舎における課題を以下のとおり整理します。

(1) 治安拠点機能における課題

- ・ 各執務室とも狭隘化が進み、通常の執務空間はもちろんのこと、各種警察業務に適したスペースを十分確保できない状況です。
- ・ 来庁者の多い窓口部門が利便性の低い場所に配置されている等、来庁者にとってわかりにくく、利用しにくい配置構成となっています。

(2) 執務環境機能における課題

- ・ 外部活動のため着替えを行う機会が多いにも関わらず、更衣ロッカーを置くスペースが十分に確保できていない状況です。
- ・ 男女別の仮眠室、シャワー室、職員の休憩室が整備されていません。
- ・ 書庫が不足しているだけでなく、書庫内環境が悪く、書類の保存状態が悪化しています。
- ・ エレベーターがなく、荷物等の搬出入が困難です。

(3) 防災拠点施設における課題

- ・ 建物の耐震性能が十分に確保されていません。
- ・ 設備等のバックアップ機能が整備されていません。
- ・ 浸水対応が一部のみで、防災拠点としての対策が足りていません。

(4) 来庁者の利用における課題

① 来庁者駐車場

- ・ 必要な駐車台数が確保できていません。
- ・ 1台当たりの駐車スペースが狭く、非常に駐車しにくい状況です。
- ・ 車路スペースが狭く、来庁者が集中すると渋滞が発生しやすい状況です。
- ・ 車を一時的に駐車するスペースがなく、乗り降りが不便な状況です。

② 来庁者向けスペース

- ・ 相談対応のスペースが不足しており、環境の悪い場所やプライバシーの確

保が不十分な空間で対応せざるを得なくなっています。

- ・ 窓口の待合スペースが狭く、共用空間も極めて少ないため、待合スペースは常時不足している状況にあります。

(5) ユニバーサルデザインにおける課題

- ・ 庁舎内にエレベーターが設置されておらず、高齢者や障がい者にとって非常に利用しにくい施設となっています。
- ・ 庁舎案内板等に表示されている文字のほとんどが日本語表記となっており、訪日外国人に対してわかりにくい状況にあります。
- ・ 書庫を置くスペースが十分に確保されておらず、廊下に配置せざるを得ない状況であるため、廊下幅が狭くなっており、歩行安全性や見通しを低下させる要因となっています。

3.2 新庁舎に求められる機能

3.2.1 県民利便性

(1) 各執務室等の適切な配置

① 窓口部門の集約

- ・ 来庁者の多い窓口部門を1階に集約し、来庁者にとって移動距離の短い庁舎とします。特に高齢者や障がい者等が利用しやすい環境にするため、相談コーナーを1階に配置し、執務スペースと来庁者対応スペースを分けるなど、質の高いサービスを提供できる空間づくりを検討します。
- ・ プライバシーへの配慮が必要な窓口には、衝立を設置するなど、事務業務の効率向上とプライバシーの確保を両立するための手法を検討します。併せて、プライバシーの確保が重要な相談にも対応可能な相談コーナーを設置します。

② 待合スペース及び情報発信スペース

- ・ 来庁者の多い1階の共用部分に、待合スペースの設置を検討します。
- ・ 待合スペースには、県警察の情報が発信できるスペースを確保するなど、待たされ感を低減する手法について検討します。

(2) わかりやすく安全な利用者動線

- ・ 来庁者にとって、シンプルでわかりやすい施設形状、移動距離の短い利用者動線となるよう、各執務室を適切に配置します。
- ・ 来庁者が迷わずに施設を利用できるよう、総合案内サインや各室の誘導サインの設置に加え、誘導ブロック、点字サイン、ピクトサイン、多言語サインなどを検討し、誰にもわかりやすいサイン計画とします。
- ・ 廊下や階段は十分な幅を確保するとともに、エレベーターは使用人数や用途

等を踏まえて必要な大きさや台数を整備します。

- ・ 外構や駐車場からの歩行者用通路は明確な歩車分離を行い、歩行者の安全性を確保します。

3.2.2 治安拠点機能

(1) 多様な事案に的確に対応できる機能

- ・ 事件・事故発生時における迅速かつ的確な初動が可能となるような動線、及び執務室のレイアウトに配慮した施設を整備します。
- ・ 多様な情報通信システムに対応できる施設とします。
- ・ プライバシーに配慮し、安心して相談できる相談コーナーを確保します。

(2) 利便性が高く快適な執務空間

- ・ 執務室は十分な自然採光、自然通風が得られる計画とし、業務に集中できる環境を整備します。
- ・ 来客対応や業者の出入りの多い部署においては、執務室内を窓口空間と執務空間とを明確に分けるなど、来庁者の状況がわかりやすく、窓口業務が行いやすい環境とするとともに、個人情報等の保護や執務効率の向上を図ります。
- ・ 現場等への外出が多く、着替えが頻繁に必要な職員が多いことに配慮し、男女別の更衣室を設置します。また、宿直勤務者の執務効率向上のため、男女別の仮眠室を設置します。
- ・ 各フロアに適切な数のトイレを設置し、利用しやすい環境とします。

(3) 会議機能

- ・ 会議室は、職員によって日常的に移動可能な間仕切りを設置し、参加人数に応じた様々な広さが確保できる計画とすることで、稼働率の向上を図ります。
- ・ 広さや用途に応じて必要な映像・音響設備の整備を検討します。

(4) 保管機能

- ・ 重要書類や県民のプライバシーにかかわる個人情報等が、安全に管理できる計画とします。
- ・ 庁舎内に必要な倉庫及び書庫を整備します。各部署の専用の書庫は、執務室内又は同一階に配置します。
- ・ 集密書架による保管など、面積効率の高い保管機能を計画します。
- ・ 書架の転倒防止対策を検討し、災害直後でも機能に支障のない計画とします。

(5) 防犯性・セキュリティ

- ・ 庁舎防護上の観点から、不審者が容易に侵入できないようなフェンスを外周に設置する、車両による突入を防止するため車止めを設置するなどの対策を講じるほか、夜間・深夜帯の来庁者の行動を確認するため防犯カメラを設置します。

- ・ 庁舎内は来庁者エリアと署員エリアを管理扉等により区画して分離します。
- ・ 秘匿情報を扱う部署や更衣室は、来庁者動線から離れた盗難等のおそれが少ない場所に配置し、出入口にはセキュリティ錠を設置する等、セキュリティに配慮した計画とします。

3.2.3 防災拠点施設

浪江分庁舎は、災害時における警察活動の拠点としての機能を有しており、大災害時においても来庁者や職員の安全性を確保するとともに、庁舎としての機能を継続的に維持し、災害対応等の業務を速やかに行えるようにするため、以下のとおり必要な機能等を整備します。

(1) 災害時の活動の拠点として必要な機能

① 災害対策本部室

- ・ 災害時の対策本部を設置する室を設けます。平常時は、会議室として利用します。

② 必要な設備

- ・ 関係機関との情報収集・発信、指揮機能を発揮できるよう、各室に必要な通信回線（電話、ファックス、LAN）、電源設備の設置を検討します。

③ 敷地の活用（通常時は駐車場として利用）

- ・ 円滑に災害対応等の活動ができるためのスペースを確保するため、敷地内駐車場の段差を少なくすることについて検討します。

(2) 建物の防災機能

① 建物の耐震性

- ・ 新たな浪江分庁舎は、防災拠点施設としての機能を有しており、大地震時（※）においても来庁者や職員の安全を確保するとともに、建物、設備、システムや什器備品に至るまで、警察署分庁舎としての機能が継続的に維持できる構造を採用し、災害等に強い庁舎を目指すこととしています。
- （※）震度6強以上に達する地震を指します。

② 設備等災害時の機能確保

- ・ 「福島県地域防災計画」及び「福島県警察緊急時業務継続計画」に基づき、防災拠点施設として必要な電気やガス、水道等について、耐震対策や多重化等をします。

③ 建物の浸水対策

- ・ 建設地は、浪江町のハザードマップで1.8mの浸水想定域に指定されているため、新庁舎周囲を1m程度嵩上げします。

3.2.4 ユニバーサルデザイン

- ・ 来庁者が利用する廊下等は、段差がなく、十分な幅を確保するとともに、手すりの設置を検討します。
- ・ 車いす利用者等に配慮したエレベーターを適切に配置します。
- ・ 初めて訪れた来庁者が迷わずに目的地に向かえるようなわかりやすいサイン計画とします。
- ・ バリアフリースイッチを設置し、オストメイト対応器具やベビーチェアを設置します。
- ・ 補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）への配慮など、きめの細かいユニバーサルデザインを徹底します。

3.2.5 環境負荷低減

- ・ 福島県環境共生建築計画設計指針（平成18年福島県土木部）に基づき、経済性を考慮しながら、太陽光等自然の恩恵を最大限に活用し、建築物の計画から設計、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じて、積極的かつ効果的に環境負荷の低減を図ります。
- ・ 以下に掲げるテーマを考慮しながら、建設地の自然環境や地形等の特性に合った効果的な対策を検討します。
 - ① 自然エネルギー・再生可能エネルギーの活用
 - ② 省エネルギー
 - ③ エコマテリアル
 - ④ 長寿命化
 - ⑤ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）
- ・ ZEB化については、ZEB Ready以上を目標とします。

3.2.6 変化への対応

- ・ 設備改修やメンテナンス等がスムーズにできるように、適切な階高や機械室等の配置、広さについて検討します。
- ・ 耐震壁が必要となる場合には、外壁やコア周り等に配置することで、将来のプラン変更や改修等の自由度を確保します。
- ・ フリーアクセスフロアを採用するなど、組織改編や人事異動等に伴う席配置の変更等に柔軟に対応できる執務室とします。

4. 諸条件の整理

各種関係法令上の制約など、基本設計において反映すべき諸条件等について以下のとおり整理します。

4.1 各種関係法令上の制約条件

(1) 建築基準法関連

表 1 制約条件

用 途 地 域	第一種住居地域
建 ぺ い 率	60%
容 積 率	200%
防 火 地 域	なし
日 影 関 係	あり（建築物の高さ10m超の場合）
道 路 斜 線	勾配1.25
電波伝搬障害防止区域	なし
埋蔵文化財包蔵地	なし
地 区 計 画	なし
開 発 許 可	なし

(2) 福島県及び浪江町の主な指導要領等

- ・ 浪江町建築物等の建築に関する指導要綱（浪江町）
- ・ 【浪江町景観計画（案）】（策定中）
 - ① 浪江町全域が景観計画区域
 - ② 新築は高さ10m超又は延床面積1,000㎡超が届出対象行為
 - ③ 建物の位置、規模、形態及び意匠等の制限

(3) ユニバーサルデザイン関連

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 人にやさしいまちづくり条例（福島県）

(4) その他

- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法

4.2 施工条件の整理

(1) 地盤

今後実施される基本設計と並行して実施される地質調査で得られた資料を、計画に反映させることとします。そのため、基礎形式については、その調査結果を

踏まえ、設計段階で最適な形式を検討します。

(2) 敷地内外の高低差

敷地はおおむね平坦となっており、敷地と道路の高低差もほとんどありません。

(3) 敷地出入口

南側道路以外は幅員が狭いことから、敷地出入口は南側道路に設けます。

4.3 自然環境条件の整理

(1) 気象の特性

気象データから、浪江町の気象の特性として以下を挙げるすることができます。

① 夏季

- ・ 日最高気温が30℃以上の日も多く、近年増加傾向にあります。夏の空調負荷に留意する必要があります。
- ・ 近年、集中豪雨やゲリラ豪雨、雷が頻発しており、浸水や落雷による被害に留意が必要です。

② 冬季

- ・ 氷点下となる日も多いため、設備機器凍結等に配慮が必要です。

③ その他

- ・ 冬季を含め年間を通じて一定の日照が得られるため、有効活用を図ります。

表2 浪江町における主な気象データ

	気 温			降水量	日照時間		風	
	平 均	日最高	日最低	合 計	合 計	不 照	平均風速	最多
	℃			mm	h	日	m/ s	風向
1 月	2.2	7.4	-3.0	59.0	170.5	0.3	2.0	西北西
2 月	2.7	8.0	-2.7	45.6	171.7	0.4	2.0	西北西
3 月	5.7	11.1	0.1	94.5	183.0	4.9	2.2	北 西
4 月	10.7	16.2	5.0	119.6	186.6	5.2	2.1	北 西
5 月	15.5	20.9	9.9	125.8	194.3	6.2	1.8	南南東
6 月	18.8	23.3	14.6	156.3	145.8	9.1	1.5	東南東
7 月	22.6	26.9	19.1	193.4	136.7	10.2	1.3	東南東
8 月	24.0	28.5	20.3	163.4	164.6	7.0	1.4	南南東
9 月	20.6	25.2	16.5	238.2	126.8	7.8	1.4	北北西
10月	15.1	20.3	10.0	225.9	137.3	6.2	1.4	西北西
11月	9.7	15.4	3.7	71.1	152.6	4.1	1.6	西北西
12月	4.7	10.1	-0.7	44.2	159.1	0.6	1.8	西北西

※ 上記はすべて平成3年から令和4年の30年間の平均値です。（出典：気象庁）

表3 浪江町における最高気温30℃以上の日数の変化

浪江町		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
日最高気温	30年平均	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	1.3	8.5	12.2	3.8	0.1	0.0	0.0	26.4
30℃以上日数	近10年	0.0	0.0	0.0	0.2	0.8	1.4	8.9	14.5	4.3	0.2	0.0	0.0	30.3

(2) 想定される災害の整理

浪江町洪水ハザードマップ（令和3年度改訂）において、大雨による洪水浸水被害が想定される地域に指定されており、浸水深は1.8mとされています。

5. 庁舎規模

庁舎の面積算定においては、警察庁「施設補助金新営基準表」を基本としますが、当該基準では算定しがたい項目については、現状面積又は他の警察署等での事例を参考に、「3. 浪江分庁舎に求められる機能」でとりまとめた課題の解決や求められる機能を満たすための最低限の規模を確保します。

5.1 庁舎規模の検討

表4 庁舎規模の設定

項目	面積	主な機能	庁舎面積算定方法
執務室	約 220㎡	一般事務室 執務室内に設置する収納 什器、備品のスペース	警察庁施設補助金新営基準表又は現状面積を参考に算定した。
執務関連室	約 110㎡	取調室、写真撮影室、仮眠室等の執務関連室	警察庁施設補助金新営基準表又は現状面積を参考に算定した。
会議室	約 80㎡	会議室、応接室	警察庁施設補助金新営基準表又は現状面積を参考に算定した。
書庫・倉庫	約 50㎡	書庫、倉庫	警察庁施設補助金新営基準表又は現状面積を参考に算定した。
福利厚生室	約 70㎡	湯沸室、更衣室、浴室	警察庁施設補助金新営基準表又は現状面積を参考に算定した。
専用面積計	約 530㎡		
共用部分	約 280㎡	廊下、エレベーター、機械室、トイレ、相談コーナー、待合室	警察庁施設補助金新営基準表又は現状面積を参考に算定した。
庁舎面積計	約 810㎡		

※ 庁舎規模の内訳は、設計において若干変動することがあります。

6. 建築計画

「5. 庁舎規模」の検討を踏まえ、建築計画の方針について以下のとおり検討します。

6.1 配置計画の基本的な考え方

(1) 敷地条件の整理

- ・ 浸水被害を防止するため、新庁舎周囲を1 m程度嵩上げする計画としています。既存車庫棟2棟は継続して使用しますが、敷地内を有効かつ多用に活用できるよう、必要な駐車スペースの確保と段差を少なくする等の配慮を行います。

(2) 配置計画の考え方

- ・ 以上の点を考慮した上で算出すると、必要な面積は以下のとおりです。

① 敷地利用計画（必要な敷地面積の算出）

表5 必要な敷地面積

	面 積	備 考
庁舎建築面積	約 400㎡	窓口業務等来庁者の多い部署を配置します。
車庫	約 240㎡	既存継続使用
その他（駐車場、歩行者通路、緑地・法面等）	約 2,300㎡	必要駐車台数(屋外駐車場約40台)
総計	約 2,940㎡	

※ 敷地面積の内訳は、設計において若干変動することがあります。

※ 敷地面積は登記簿上2,939.67㎡ですが、今後実施される測量調査により若干変動することがあります。

② 敷地の利用計画の考え方

- ・ 来庁者の利便性、執務環境、維持管理のしやすさ等の観点から、下表のとおりに西側庁舎配置が優れていると想定していますが、基本設計において詳細検討し、決定します。

表6 配置計画の比較

	西側庁舎配置	中央庁舎配置
配置イメージ		

執務環境	採光	執務室は基本的に東面に配置可能であり、比較的良好な採光が得られる	執務室は基本的に南面に配置可能であり、良好な採光が得られる
来庁者利便性	駐車場から庁舎の距離	庁舎から遠い場所が発生する	庁舎から遠い場所が発生する
周辺への影響	日影	北側隣地に日影が発生するが、範囲は限定的	北側隣地に日影が発生する
環境負荷	通風	冬は西風の影響を受けやすい	冬の西風遮蔽が期待できる
	採光	執務室は基本的に東面に配置可能	執務室は基本的に南面に配置可能
	日射熱負荷	壁の受熱面積が大きく、夏の猛暑対策が必要	壁の受熱面積が小さいため、冷房負荷の軽減が期待できる
敷地の有効性	嵩上げによる影響	嵩上げ部分が敷地西側に限定されるため、敷地の有効性は比較的保たれる	嵩上げ部分が敷地中央となるため、敷地の有効性は損なわれる

6.2 駐車場計画の方針

6.2.1 駐車場計画の基本的な考え方

- ・ 来庁者の多くは自動車を利用している状況を踏まえ、自動車によるアクセスのしやすさに配慮し、必要な来庁者用駐車場台数を確保します。
- ・ 庁舎前には車の乗降スペースを整備するとともに、雨や雪の日の利便性に配慮して車寄せの設置を検討します。
- ・ 1台当たりの駐車スペースは、ゆとりのある寸法を確保し、事故防止や利便性、安全性の確保に配慮します。
- ・ 「おもいやり駐車場」は庁舎エントランス付近に設置するとともに、屋根の設置を検討します。
- ・ 外構や駐車場から歩行者用通路は明確な歩車分離を行い、歩行者の安全性を確保します。

6.2.2 必要な駐車台数の検討

- ・ 屋外駐車場 約40台
(内訳)
来庁者用駐車場 約20台
公用車用駐車場 約20台

6.3 執務空間及びフロア構成の考え方

6.3.1 利便性を考慮した執務空間の在り方

(1) 基本的な考え方

- ・ 執務効率や連携のしやすさを向上させるため、関係する部署の執務室はワンフロアに集約して配置することを原則とします。やむを得ず上下階に分かれる場合には、隣接する階段等ですぐに往来が可能な計画とします。
- ・ 執務空間は、適切な奥行寸法の設定等により、十分な採光・通風が確保できる計画とします。
- ・ 構造計画の工夫により、将来にわたるフレキシビリティの高い執務空間とします。

(2) 建物形状の検討

以下の理由により2階建てを原則としますが、基本設計において検討の上、決定します。

- ・ 平屋1階の計画について
浸水対策として庁舎部分の嵩上げを検討しているため、嵩上げ面積が広範囲となり敷地の有効性が著しく損なわれることから、適切ではないと考えられます。
- ・ 3階以上の計画について
フロア面積が小さくなるため、執務空間としての効率が低下する上、エレベーターや階段の面積が大きくなり、面積効率が低下することなどから、適切ではないと考えられます。

6.3.2 フロア構成の考え方

来庁者の多い部署や屋外での活動を主とする部署については優先的に1階に配置し、その他の執務室は各部署の関連性を考慮しながら設置階を検討します。

表7 フロア構成の考え方

1階	窓口を有する部署、屋外活動が主の部署、相談コーナー
2階以上	その他執務室、会議室等

6.4 構造計画及び設備計画に関する考え方

6.4.1 構造計画

新たな浪江分庁舎は、大地震時にも業務継続可能な施設とするため、免震構造とすることが望ましいと考えられますが、平面形状や階数、階層構成等により、各項目の重要度や有効性が大きく変動しますので、設計段階で建築計画を踏まえて改めて検討し、最適な構造形式・種別を採用します。

(1) 地震に対する構造形式の考え方

災害時の連絡通信・活動指令等の拠点として諸機能の確保を必要とする施設で

あることから、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月28日改定国土交通省官庁営繕部）による耐震安全性の分類は次のとおりとします。

構造体	I 類
建築非構造部材	A 類
建築設備	甲類

構造形式については、基本設計において、技術開発の動向や建設物価の動向を踏まえた上で、平面計画や階層構成等を考慮し、最適なものを選定します。

表 8 構造形式の比較

	耐 震	制 振	免 震
特 徴	地震力に対し、柱や梁、壁の強度を上げて耐える	地震による建物の揺れを、制振装置によって吸収する	免震装置により、建物に地震の揺れを直接伝えない
耐震性能	△	○	◎
大地震後の使用継続	△ 建物や設備機器に変形・損傷が発生する可能性がある	○ 設備機器に若干の損傷が発生する可能性がある	◎ 建物・設備機器ともに損傷が発生しない可能性が高い
空間の自由度	○	○	◎
イニシャルコスト	◎	○	○
ランニングコスト	◎	○	○

(2) 構造種別の考え方

防災拠点としての万全の安全性の確保、建設費用の適正化、将来にわたるフレキシビリティの向上などの観点から、構造種別は鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造が適切と想定されます。

ただし、基本設計において、技術開発の動向や建設物価の動向を踏まえた上で、平面計画や階層構成等を考慮し、最適な構造種別を選定します。

表 9 構造種別の比較

	鉄骨 (S) 造	鉄筋コンクリート (RC) 造	鉄骨鉄筋コンクリート (SRC) 造
大スパンへの対応	◎	○	◎
地震時の揺れの小ささ	△	◎	○
重 量	◎	○	○
耐 火 性	○	◎	◎
耐 久 性	○	◎	◎
コ ス ト	◎	○	△
工 期	◎	○	○

6.4.2 設備計画の考え方

(1) 電気設備

① 電力設備

受変電設備	建設地の最寄りの電力線から受電し、受電した電力を庁舎内の各負荷に供給
-------	------------------------------------

	する変電設備を設置します。業務や防災拠点として必要なシステムの稼働に必要な電源を供給します。
発 電 設 備	停電時に必要な負荷へ電力を供給する自家発電設備を設置し、3日間の連続運転に必要な燃料を確保します。また、自立運転可能な太陽光発電設備や蓄電池の導入を検討します。
電 灯 設 備	各室用途に応じた照明器具やコンセント設備を計画し、外構には外灯等を計画します。LED照明を導入し、人感センサー、昼光利用制御センサーの設置も検討します。
動 力 設 備	空調設備、衛生設備等、電源及び運転制御を必要とする設備には制御盤を設置します。

② 情報通信設備

構 内 交 換 ・ 通 信 線 路 設 備	建設地の最寄りの電話線から引き込み、電話交換機を介して各電話機に接続します。防災無線や総合情報通信ネットワーク、災害時優先電話等が導入できるよう計画します。
L A N 設 備	各執務室にLAN配管及び接続口を設置し、サーバーの設置位置を計画します。
拡 声 設 備	庁舎内の一般業務放送や非常時の一斉放送を行うためのアンプ及びスピーカーを設置します。
誘導支援設備	昇降機、バリアフリースイッチ等の必要な場所に呼出用インターホンを設置します。
テレビ受信設備	アンテナ、ブースターなどの共同受信設備を設置し、各室の端末へテレビ電波を供給します。
防 災 設 備	建築基準法及び消防法に基づき必要となる非常用照明、非常用電源、避雷設備、防排煙設備、自動火災報知設備、誘導灯、非常用防災アンプ等を設置します。
システム設備等	各システム管理者において機器の新設、移設が必要な場合は、必要な配管、機器スペースを計画します。
そ の 他	庁舎建設に伴い、近隣住宅等の地上波テレビ放送受信に障害が生じると判明した場合は、受信障害対策を講じることを検討します。

(2) 機械設備

① 空気調和設備

熱 源 設 備	使用する熱源は、庁舎内における熱需要、周辺環境への影響、供給の安定性等を踏まえて選定します。
冷暖房設備	各執務室等に冷暖房機器を設置し、用途に応じて温度・湿度による自動制御、個別制御、集中制御等を行う計画とします。空調方式は、非常時に24時間稼働する危機管理機能の業務特性を踏まえて検討します。
換 気 設 備	各室に換気設備を適宜計画します。換気方式は各室の用途に応じて検討します。

排 煙 設 備	建築基準法に基づき必要となる排煙設備を設置します。排煙方式は、建物形状、構造、用途に応じて検討します。
---------	---

② 給排水衛生設備

衛生器具設備	各執務室、湯沸室、シャワー室、トイレ等の給水が必要な場所へ節水型衛生器具を設置します。
給 水 設 備	町の上水道管から引き込み、執務室、湯沸室、シャワー室、トイレ等の必要な場所へ供給を行います。 災害時に備え、水槽や配管の耐震性能の確保など、断水時における給水確保についても検討します。
排 水 設 備	庁舎内の汚水雑排水は、町公共下水道へ接続します。
給 湯 設 備	湯沸室、シャワー室等の必要な場所へ給湯するための設備の設置及び配管を行います。
消 火 設 備	消防法に基づき必要となる屋内消火栓を設置します。

③ 搬送設備

昇 降 機 設 備	使用人数、用途等を踏まえて必要な大きさや台数を検討します。 災害時の早期復旧を考慮し、非常電源の設置や自動復旧型の採用について検討します。
-----------	--

6.5 環境配慮計画に関する考え方

(1) 自然エネルギーの有効活用

- ・ 冬季にも比較的日照時間が長い特性を踏まえ、太陽光発電設備の導入を検討します。
- ・ 執務室には十分な自然採光、自然通風が得られる計画とします。

(2) 省エネルギー

① 負荷の抑制

- ・ 建物配置の配慮や十分な断熱性能の確保により、熱負荷の低減を図ります。
- ・ 複層ガラスや夏季の日射を遮蔽する庇等の設置により、開口部からの熱損失・熱取得を低減し、冷暖房負荷を削減します。

② エネルギー・資源の有効活用

- ・ 執務空間等に自然採光や自然通風を積極的に取り入れることで、空調期間や照明の点灯時間の短縮を図ります。
- ・ LED照明やトイレ等の人感センサーを導入し、執務室の昼光利用制御の導入も検討します。
- ・ 災害時の利用も想定し、雨水利用システムの採用を検討します。
- ・ 水使用量の削減を図るため、水栓やトイレ、シャワー等に節水型機器を採

用します。

- ・ 変圧器や空調機、ポンプ等には高効率機器を採用し、消費エネルギーを削減します。

(3) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）

- ・ 建設副産物の現場内再使用、他工事での再利用、再資源化等リサイクルの促進を検討します。

(4) 長寿命化

- ・ 社会ニーズや周辺環境の変化等に対応できるよう、フレキシビリティの高い庁舎計画とします。
- ・ 構造種別及び形式について、躯体の耐久性向上及び劣化防止により、長寿命化を図ります。
- ・ 内外装仕上げや設備機器は、設置場所に応じた高耐久な仕様を選定します。

(5) 県産材の積極的な活用

- ・ 「ふくしま県産材利用推進方針」に基づき、内装等について可能な限り木質化を図ることを検討するとともに、木質化にあたっては、県産材を積極的に活用します。

(6) 自然素材やエコマテリアルの採用

- ・ 資源の枯渇に配慮した材料、リサイクルが容易な材料、環境負荷の少ない材料等を積極的に活用します。

(7) 周辺環境への貢献

- ・ 駐車場は透水性舗装の採用による雨水の流出抑制を検討します。

6.6 景観計画に関する考え方

県の施設として、周辺環境との調和を図るとともに、行政庁舎としてふさわしい永続性や公共性の高い外観デザインとします。また、浪江町が策定している景観計画（案）の景観形成基準に配慮し、周辺の景観を損なわないデザインとします。

7. 事業計画

これまでの検討結果を踏まえ、全体事業や事業スケジュール等事業計画について、以下のとおり整理します。

7.1 全体事業費

全体事業費は、最近の県内の類似事例を参考に算出し、概算で16億円程度と想定します。

※ 消費税は10%で積算しています。

※ 全体事業費には、庁舎整備費用及び外構等付帯工事費用を含み、調査設計費用や特殊システムに関する経費は含みません。

※ 既存庁舎解体費用、仮設庁舎設置整備に係る費用、什器類ほか備品購入費、引っ越し費用等は含みません。

7.2 事業スケジュール

新たな浪江分庁舎については、令和12年度の開庁を目指すこととして、令和6年度に基本構想を策定したところであり、今後は基本設計（8か月程度）、実施設計（8か月程度）、建築工事（14か月程度）を予定しています。

設計以降の事業スケジュールについては、既存庁舎を解体し新庁舎を整備する方針であることから、仮設庁舎の確保及び既存庁舎の解体工事の進捗を見ながら、引き続き検討していくこととします。

（参考）

令和8年度	地質調査
令和8～9年度	基本設計・実施設計 解体設計
令和9年度	仮設庁舎へ引っ越し ※ 仮設庁舎は計画敷地外となります。
令和9～10年度	既存庁舎解体工事（建築工事とは別発注）
令和10～11年度	建築工事
令和11年度	新庁舎へ引っ越し
令和12年度	新庁舎開庁

7.3 ライフサイクルコストの縮減

新庁舎の計画・立案から、設計、建設、維持管理、修繕、解体するまでの建物の生涯を通じた費用の総計（ライフサイクルコスト）をできる限り縮減します。

(1) 建設コストの縮減策

- ・ 地下部を設けないなどの基礎工事の最小化
- ・ 安定した品質で経済性の高い標準品、汎用品、規格品の積極的採用
- ・ 省力化が可能な工場製品の積極的採用

(2) 修繕改修コストの縮減策

- ・ 高い耐震性能
- ・ 設備改修に配慮した設備スペース
- ・ ゆとりのある躯体の設計

(3) 運用コスト縮減策

- ・ 空調負荷の低減
- ・ 自然エネルギーの有効活用
- ・ 高効率機器の採用
- ・ 節水型機器の採用
- ・ 省エネ照明制御システムの採用

(4) 保全コストの縮減策

- ・ 清掃サイクルの長期化（防汚、抗菌、自浄作用の製品、省ワックス床材などの採用）
- ・ メンテナンスしやすい材料の採用
- ・ 長寿命機器の採用
- ・ 消耗品の仕様・機種の統一